

布師田ふれあいセンター屋根改修工事

図 面 表	
図面NO	意匠
01	改修特記仕様書(1)
02	改修特記仕様書(2)
03	付近見取図 配置図
04	1階平面図【参考図】
05	改修前 2階平面図 屋根伏図 断面図
06	改修前 立面図
07	改修前 断面図
08	改修後 2階平面図 屋根伏図
09	改修後 立面図
10	改修後 断面図 部分詳細図

布師田ふれあいセンター屋根改修工事 改修特記仕様書		2026.07	
I 工 事 概 要			
1. 工事場所		高知市布師田1647番地	
2. 工事種目		【布師田ふれあいセンター】鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 497m2 屋根改修 一式	
3. 関連工事等		・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事	
4. 概成工期		・完成期限の()日前 (令和 年 月 日) 総合試運転調整 ・実施する ・実施しない	
5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)		令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。	
II 建 築 工 事 仕 様			
1. 特記仕様		1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
2. 適用基準等		図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。 ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) ◎公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) ◎建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ・建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)	
3. 「週休2日制工事」の実施について		※対象 ○選択Ⅰ型 ・選択Ⅱ型 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領 (営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外(理由:)	
4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について		※対象 ○見込んでいない(理由: ※過去のWBG値に基づき算定した日数が0日のため) ・見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による) ・対象外(理由:)	
5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について		※適用する(現場説明書による) ・適用しない	
項 目		特 記 事 項	
一般共通事項			
①	工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注, 変更, 完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]	
②	情報共有システム	・適用する ※適用しない 機能要件(・ 現場説明書による) [1.1.5]	
③	遠隔臨場の実施	・適用する ※適用しない 機能要件(・ 現場説明書による) [1.1.14]	
4	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。	
5	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]	
⑥	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。 [1.2.4]	
⑦	工事写真	工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。 [1.2.4]	
⑧	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。 [1.3.3]	
9	電気保安技術者	適用する。	
⑩	施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5] ・施工順序 ・図示 工所用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示 その他の施工条件 ○資機材の搬出入時など、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には、必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行すること。 ・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。	
項 目		特 記 事 項	
⑪	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。 ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。 配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。 ・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。 ○監督職員と協議し、適宜配置する。 配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 資格 要 件 配置人数 1, 2級交通誘導警備検定合格者 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの 人 交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 警備業法における指定講習を受講したもの 人 (交通誘導警備員A) 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの 5 人 なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。	
⑫	工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。	
⑬	統括安全衛生管理義務者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。	
⑭	発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの (・) ・現場再利用を図るもの (・) ○再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート) 特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ※行う ・行わない 分析調査 ※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (・行わない) ・PCBを含む機器類 ・変圧器 ・コンデンサ ・蛍光灯, H I D灯器具の安定器 ・その他 () ・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸 廃アルカリ ・臭化リチウム水溶液 ・電池の溶解液 ・ダイオキシン類	
⑮	再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)	再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。 a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場指示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成后5年間保存する。	
⑯	工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。	
⑰	契約保証	※金銭的保証方式 ・有 ○無	
⑱	前払金支出割合区分補正		
⑲	証明書の提出(グリーン購入法)	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]	
⑳	石綿含有建材の調査	事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1] 事前調査範囲 ※改修範囲 貸与資料 ※有 (○既存の設計図書) ・無 分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。	
21	施工数量調査	21 施工数量調査	
⑳	技能士及び技能資格者	20 技能士及び技能資格者	
調査範囲		※ 図示 ・改修建築物の外壁、軒天、パラペット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破損部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する) ※適用する (○:一級, ●:二級) [1.7.2][1.7.3]	

29

事業損失補償

※現場説明書による。

30

完成時の提出図書

・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2]

・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) [1.9.3]

・保全に関する資料(提出部数 ※2部・部) [1.9.3]

上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。

また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 [1.9.2]

○施工図、施工計画書 [1.9.2]

提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

31

完成写真

下表のものを監督職員に提出する。

位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)	
・各室	手札版(L版)	※2枚	※1部	・部	・100×125以上
・外部	キャビネ版	※4枚	※1部	・部	・24×36以上
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚	※1部	・部	
・	スライド		※1部	・部	

カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。

撮影箇所は監督職員と協議する。

上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等に提出する。

画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度

32

別途設備工事との取合い

施工範囲

・貫通孔、開口部の補強 ※下表

・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表

・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ

・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強

・

補強種別	内容
貫通孔、開口部の補強	梁
	壁
	スラブ
壁切込み及び補強	
天井切込み及び補強	

33

撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

34

不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。

a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。

b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。

c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。

d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

35

消防計画

工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

36

工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事(改修)

1

足場その他

内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]

外部足場 ※本足場

外部足場の養生 ※図示

○防護シート

○メッシュシート

・防音シート

・防音パネル

○6Lより高さ1.8m以下の範囲は、金網養生を行い関係者以外が侵入出来ないよう施設すること

○屋外階段に面する外部足場の内側は、施設利用者の通行の安全に配慮し、階段床面から高さ1.8mまで金網養生を行う

2

養生

材料、撤去材の運搬方法

・A種 ※B種・C種・D種・E種

C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示)

D種の場合 利用可能な階段(※図示)

・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。

本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

○既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等

・既存家具、既存設備等の養生 ※ビニルシート等

・既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示

・固定された備品等の移動 ※図示

○開口部養生 ※窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。

3

仮設間仕切り(屋内)

設置箇所 ※図示

間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※C種

A種、B種の場合

仕上材の材質 ※せっこうボード 厚さ9.5mm

・合板(普通合板) 厚さ9.0mm

塗装仕上げ等 ・行う ※行わない

仮設扉設置箇所 ※図示

仮設扉種別 ・合板張り木製扉程度

・図示

4

監督職員事務所

・設ける(㎡程度) ※設けない

5

監督職員の備品等

備品等の設置 [2.4.1]

備品の種類	機・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計
数量	組	台	枚	台	個
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯
数量	個	足	着	個	個
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付風器
数量	人用	台	個	台	台
備品の種類	掃除具				
数量	個				

構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない

構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない

構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。

a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。

b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。

c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設設備の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態を確認し、既設設備への波及がないようにする。

また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。

構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。

d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。

e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。

四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。

※図示

※原形の復旧

・良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]

6

工事用水・電力

7

仮囲い

8

仮設物撤去後の整地・跡片付け

防水改修工事

1

降雨等に対する養生方法

※3.1.3(5)による

2

既存下地の処理

既存下地の補修箇所、範囲、数量等 ※図示

設備機器架台、配管受部、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋突出り口、防水層末端部等の納まり部の処理 ※図示(図示のない場合は監督職員と協議による)

・製造所の仕様による

8

シーリング

シーリング改修工法の種類

・シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法

・ブリッジ工法

・ボンドブレイカー張り

・エッジング材張り

・適用する

・適用する

シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]

※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施工箇所
・SR-1	シリコン系	
・SR-2		
○MS-2	変成シリコン系	図示
・PS-2	ポリサルファイド系	
・PU-2	ポリウレタン系	

仕上げを行わない箇所 () [表3.7.1]

シーリング材の目地寸法 [3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ剥離目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※20以上	※幅及び深さ5以上[5.13]	※10以上
深さ(mm)	※10以上	.3]による場合を除く)	※10以上

接着性試験 [3.7.8]

※簡易接着性試験

・引張接着性試験

材料 [3.8.2][表3.8.1]

材種	寸法	施工箇所
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい
○硬質ポリ塩化ビニル管カラー(ｶﾗｰVP)	100	※たてどい ○横走り管
○硬質塩化ビニル雨どい	前高165	※軒どい(呼びどい接続共)

とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 [3.8.2]

材種: ※ステンレス製

・溶融亜鉛めっき

その他: ※表3.8.2による

防露材のホルムアルデヒド放出量 ※F☆☆☆☆ [3.8.2]

既存のといその他の撤去

降雨等に対する養生方法 ※監督職員と協議による

・図示

鋼管製といの防露巻き

・表3.8.4による

たてどい受金物の取付け

・図示

ルーフドレンの取付け

・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する。

屋根工事

1

長尺金属板葺

(13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚	留付方法
屋根	※JIS G 3322の屋根用コイル	A Z150	0.4	・心木なし瓦葺葺(図中タテハせ葺)		R C 図示

下葺材料

・アスファルトルーフィング940

○改質アスファルトルーフィング下葺材(○一般タイプ・粘着層付タイプ)

工法

建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対して構造耐力上安全である工法横葺きのけらば納め

・つかみ込み納め

・けらば包み納め

○ポリエチレンフォーム厚4 全面敷込み

○棟包みや唐草等の加工・納まりは、監督職員の承諾を受け施工すること

木工事

1

見え掛り面の表面仕上げ

※ブレーナー加工仕上げ程度

・超自動機械かん

・サンダー等 (12.1.4)

2

ホルムアルデヒド放散量

※12.2.1(1)(9)のいずれかによる。 (12.2.1)

3

目視検査

日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%とする。

4

製材

○下地用製材 (12.2.1)(表12.2.1)

施工箇所	※図示	・
樹種	・杉	○松
寸法(mm)	※図示	
等級	JAS 1083-5に基づく場合	・1級 ※2級
	JAS 1083-5以外の場合	・※特一等
含水率	※15%以下	・20%以下
保存処理	○行う	
防虫処理	・行う	・行わない
難燃処理	・行う	・行わない

・造作用製材

施工箇所	※図示	・
樹種	・杉	・松
寸法(mm)	※図示	
等級	JAS 1083-2に基づく場合	見え掛り面: ※上小節
	JAS 1083-2以外を使用する場合	※A種
含水率	※15%以下	・18%以下
保存処理	・	
防虫処理	・行う	・行わない
難燃処理	・行う	・行わない

・広葉樹製材

施工箇所	※図示	・
樹種	・	
寸法(mm)	※図示	
等級	JAS 1083-6に基づく場合	・特等 ※1等
	JAS 1083-6以外を使用する場合	・※特一等
形状	※図示	
含水率	※10%以下	
保存処理	・	
防虫処理	・行う	・行わない
難燃処理	・行う	・行わない

○薬剤の加圧注入による防腐防蟻処理 (12.3.1)

適用部材	保存処理性能区分
屋根下地(広小舞)	・K2 ○K3
	・K2
	・K3
	・K4

・薬剤の塗布等による防腐防蟻処理 (12.3.1)

適用部材	処理の方法
	※薬剤製造所の仕様による
	※薬剤製造所の仕様による

・薬剤の接着剤への混入による防腐防蟻処理 (12.3.1)

適用部位 ()

・合板等の加圧注入による防腐防蟻処理 (12.3.1)

適用部位 ()

5

防腐・防蟻処理

環境配慮改修工事

1

石綿含有建材の除去工事

石綿含有建材の有無及び除去等 [9.1.3～9.1.5]

石綿含有建材の種類	使用部位	使用材料	除去工法
・石綿含有吹付材			※9.1.3による
・石綿含有保温材			※9.1.3による
・石綿含有成形板等			※9.1.4による
○石綿含有成形板等	屋根瓦下地	○アスファルトルーフィング	※9.1.5による

石綿含有吹付材の飛散防止措置 ※湿潤化

・固化

・石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6]

使用部位 ()

使用材料 ()

除去工法

※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法

除去範囲 ※図示

試験施工 ※行わない

・行う

処分 [9.1.3]

管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。

石綿粉じん濃度測定

※建築物石綿含有建材調査報告書により、監督職員と協議する。

・行う

・行わない

測定時期 [9.1.1]

測定時期	測定場所	測定名称	測定点
処理作業前	・処理作業室内	測定1	※2点
	・施工区画周辺又は敷地境界	測定2	※2点
処理作業中	・処理作業室内	測定3	※2点
	※セキュリティゾーン入口	測定4	※1点
	※集じん、排気装置の排出口(処理作業室内の場合)	測定5	※1点
	※施工区画周辺又は敷地境界	測定6	※4方向 各1点
処理作業後	※処理作業室内	測定7	※2点以上
(隔離シート撤去前)	・施工区画周辺又は敷地境界	測定8	※4方向 各1点

測定方法

・JIS K3850-1に基づいた測定(・測定4・測定5・測定6・測定7)

・自動測定器による測定(・測定4・測定5)

Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課

係 係長 課長補佐 課長

高知市 都市建設部 公共建築課

MOERN
ARCHITECTURAL
DESIGNERS
OFFICE

M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

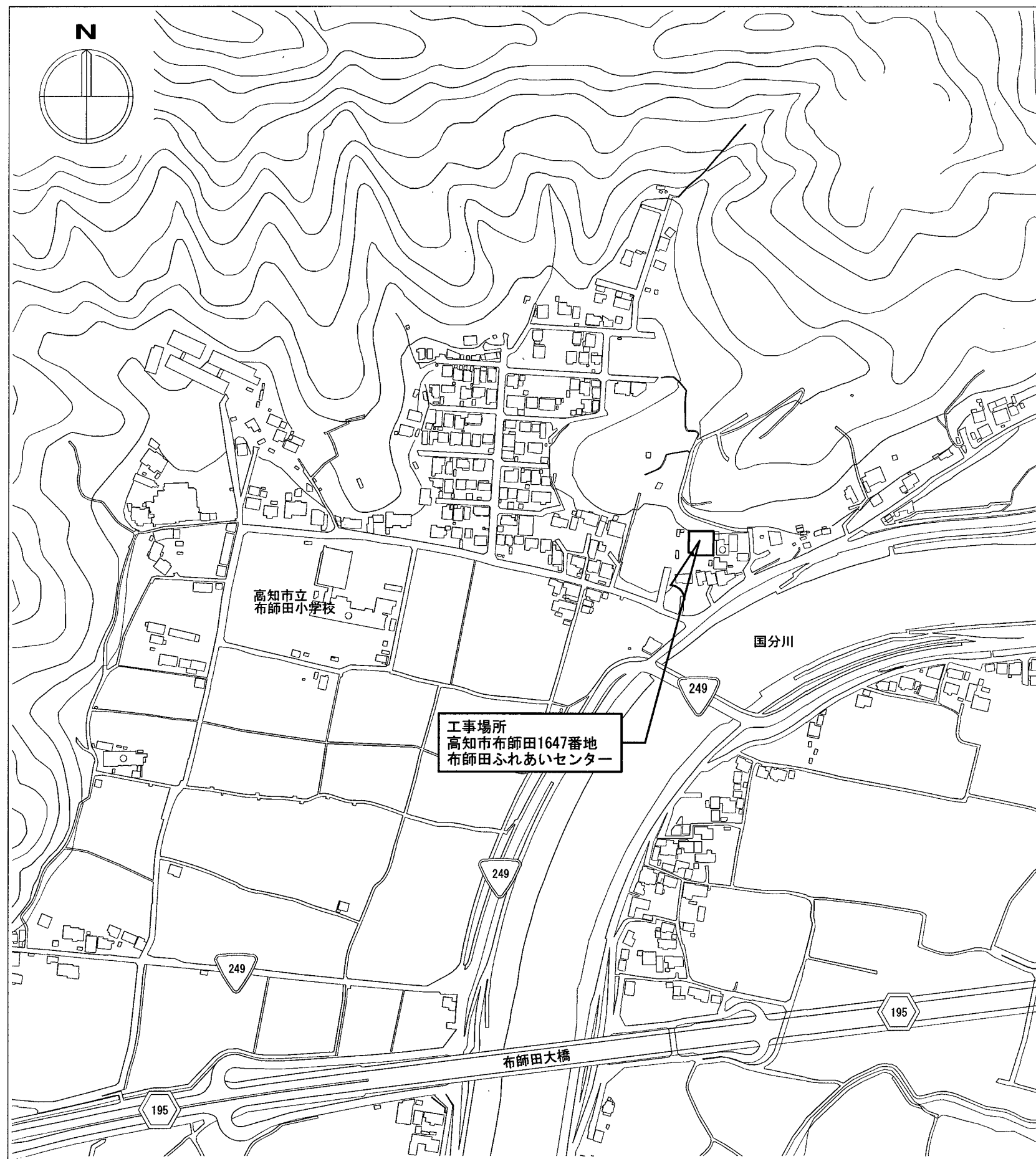
布師田ふれあいセンター屋根改修工事

date NO 2690
2026. 8

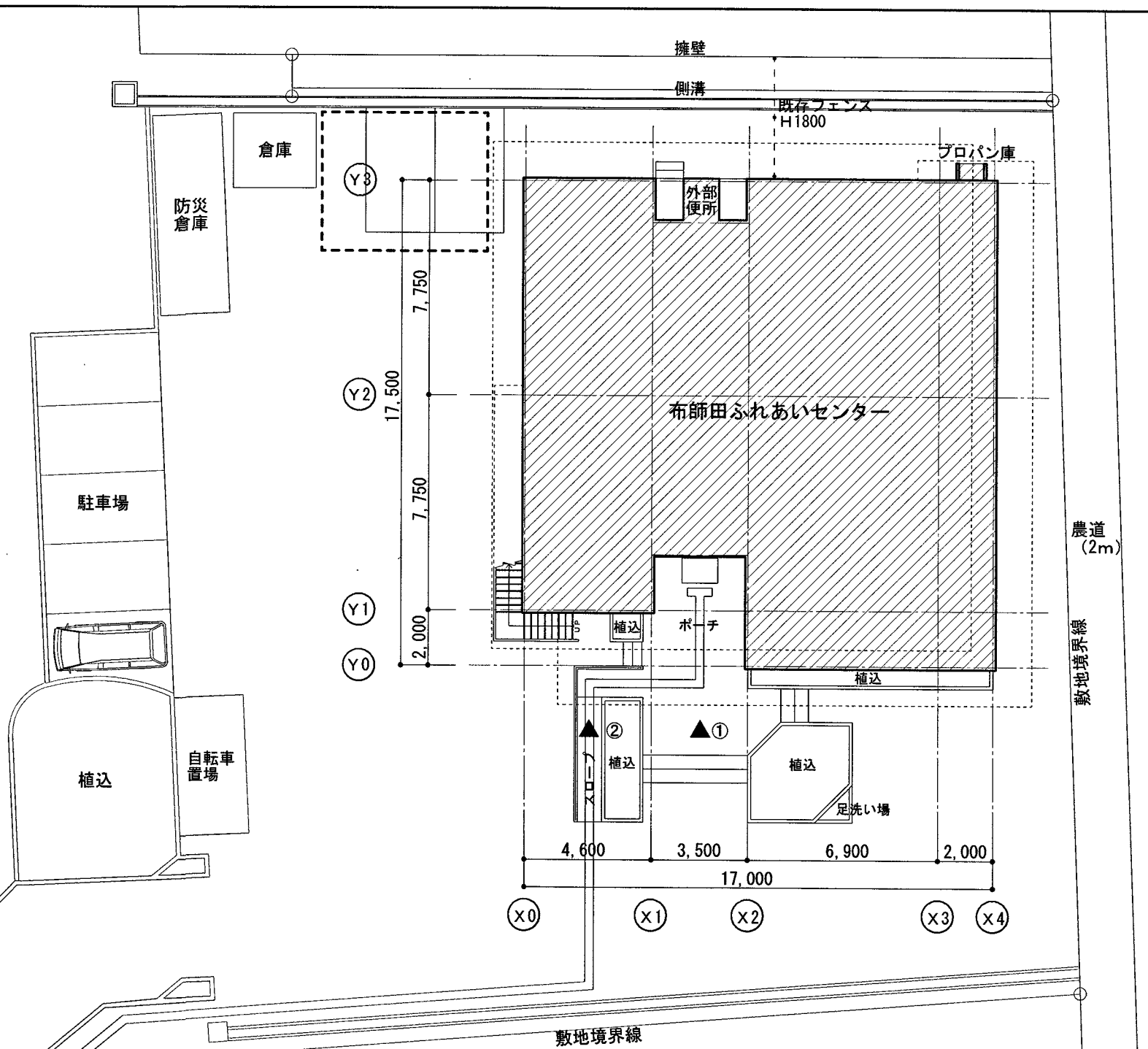
drawn by checked by
岩原英和

改修特記仕様書(2)

意匠
02



付近見取図

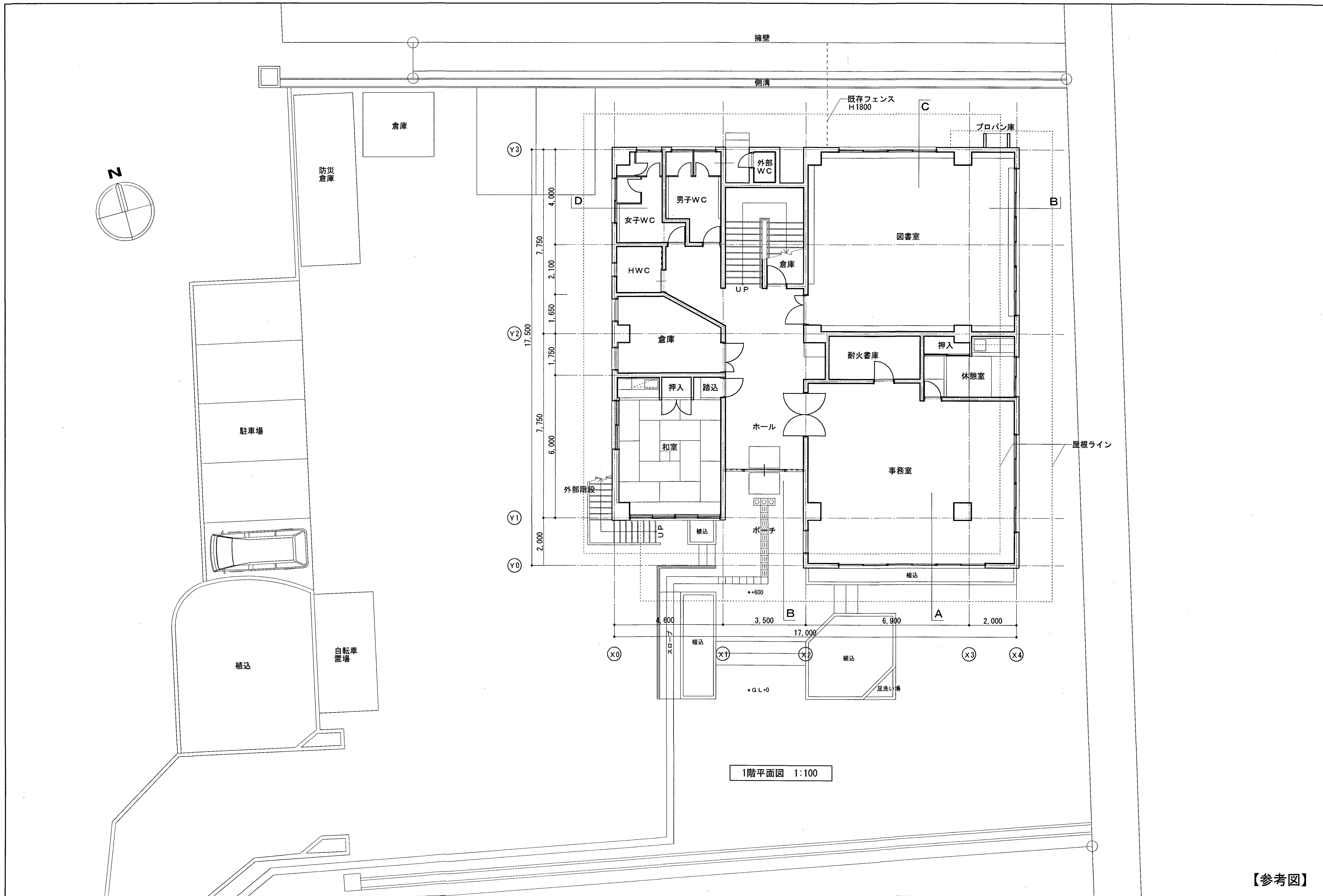


配置図 1:200

■ 施工条件・注意事項
本工事は、施設を利用しながらの工事となるため、作業時間や内容、騒音を伴う作業について施設管理者と事前に協議を行い、施設利用者等に充分配慮すること
外壁面に設置されている設備（配線・室外機等）は既存のままとし、養生のうえ作業を行うこと
----- の範囲は、工事関係車両・資機材置場として利用できる。ただし事前に施設管理者と協議を行うこと
資機材置場として利用する場合は、ガードフェンス（H=1.8m程度）等にて災害防止に務めること
施設利用者等出入口は下図の養生等を行い、出入口の安全を確保すること
外部便所は使用することができる。ただし使用の場合は清掃を行うこと

施設の休館日は日曜日及び月曜日
下記の日時は、現場作業は不可とする
11月13日（金） 11月14日（土）
※なお施設の行事予定が変更になるなど、作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者と協議を行うこと

- 凡例
- 工事関係車両・資機材置場
 - ▲ 施設利用者等出入口 4か所 三方養生
- 幅 高さ ①、② H=2.5m 程度
合板等 ① W=3.6m ② W=1.5m 程度
- 出隅部は養生のこと



【参考図】

Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課



M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

布師田ふれあいセンター屋根改修工事

date NO. 2690
2026. 8 drawn by checked by
岩原英和

1階平面図【参考図】

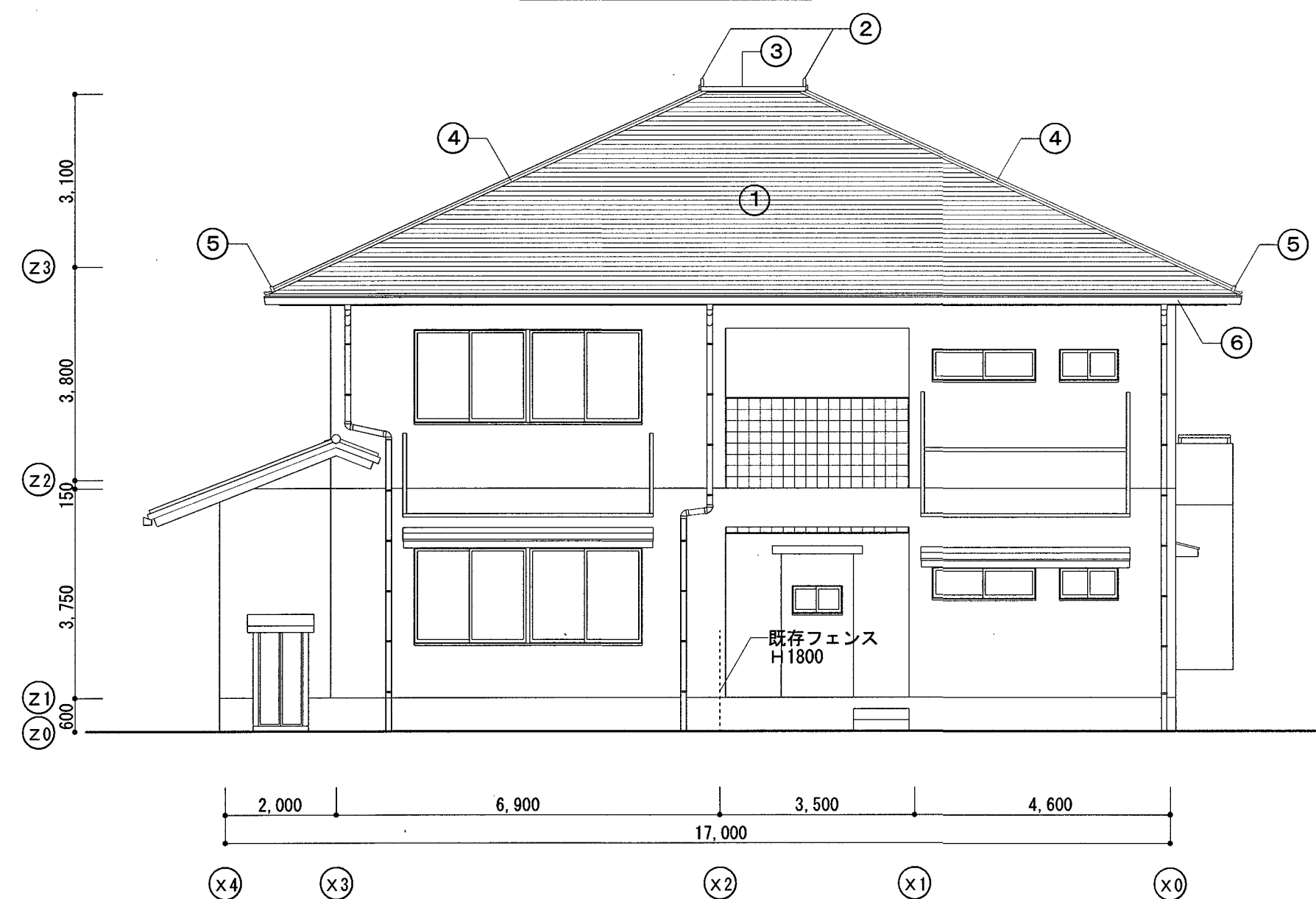
scale 1 / 100

意匠

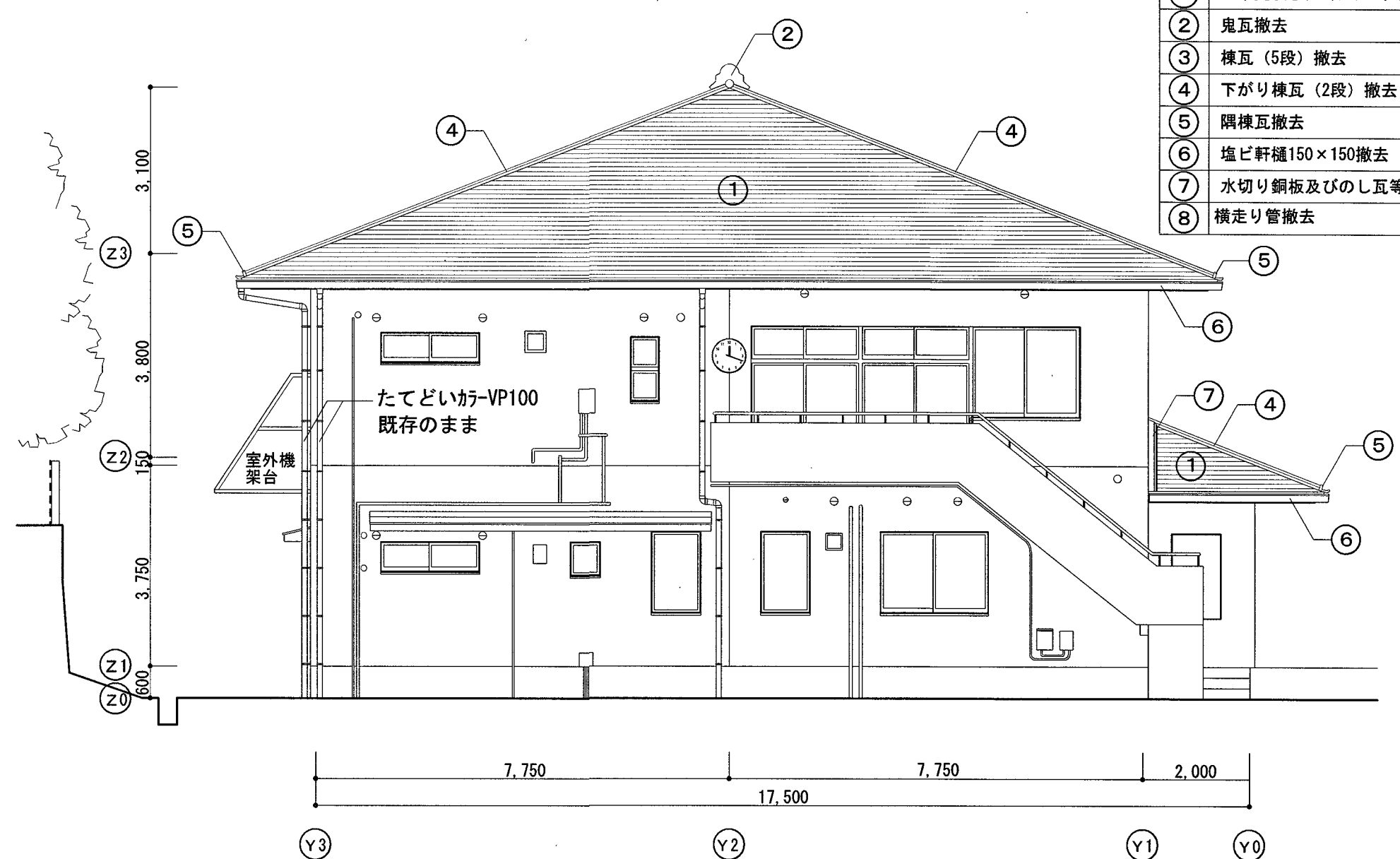
04



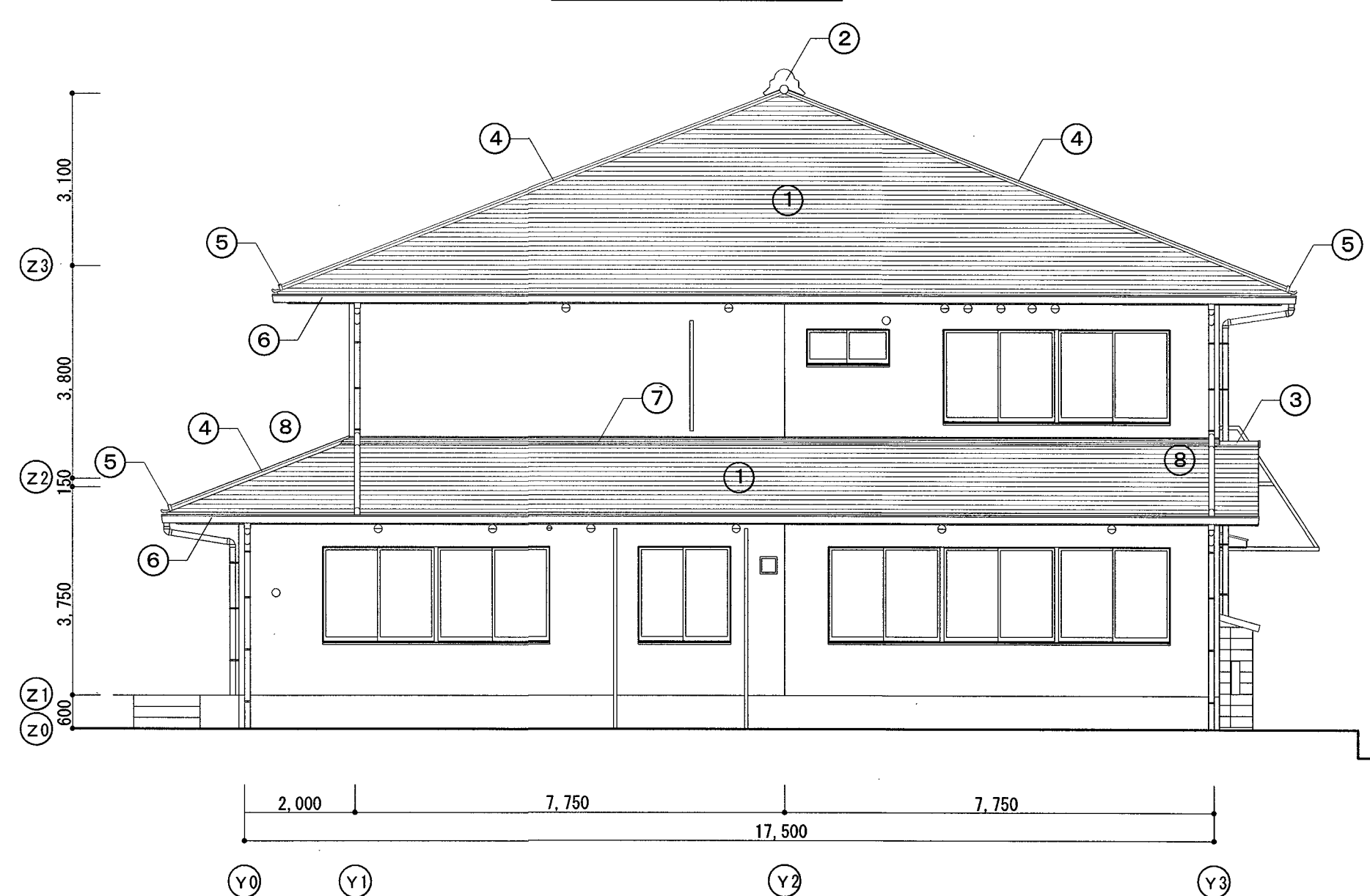
改修前南面立面図 1:100



改修前北面立面図 1:100



改修前西面立面図 1:100



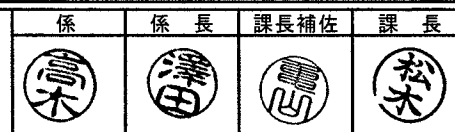
改修前東面立面図 1:100

改修前仕上

①	日本瓦及びアスファルト・フイーグ撤去
②	鬼瓦撤去
③	棟瓦(5段)撤去
④	下がり棟瓦(2段)撤去
⑤	隅棟瓦撤去
⑥	塩ビ軒樋150×150撤去
⑦	水切り銅板及びのし瓦等撤去
⑧	横走り管撤去

Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課



M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

布師田ふれあいセンター屋根改修工事

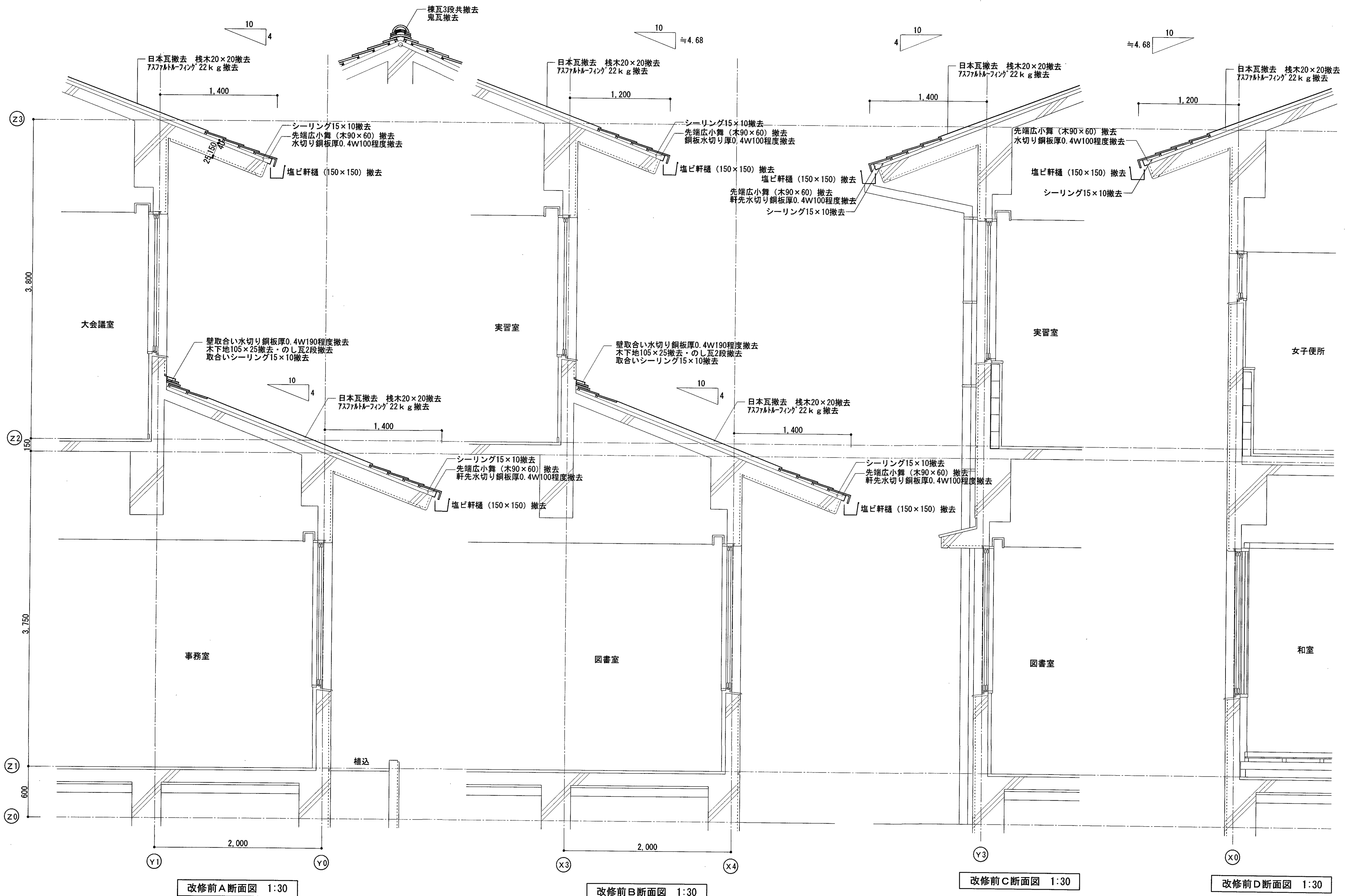
date NO 2690 2026. 8 drawn by checked by 岩原英和

改修前 立面図

scale 1/100

意匠

06



Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課



M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

布師田ふれあいセンター屋根改修工事

date NO 2690 2026. 8 drawn by checked by 岩原英和

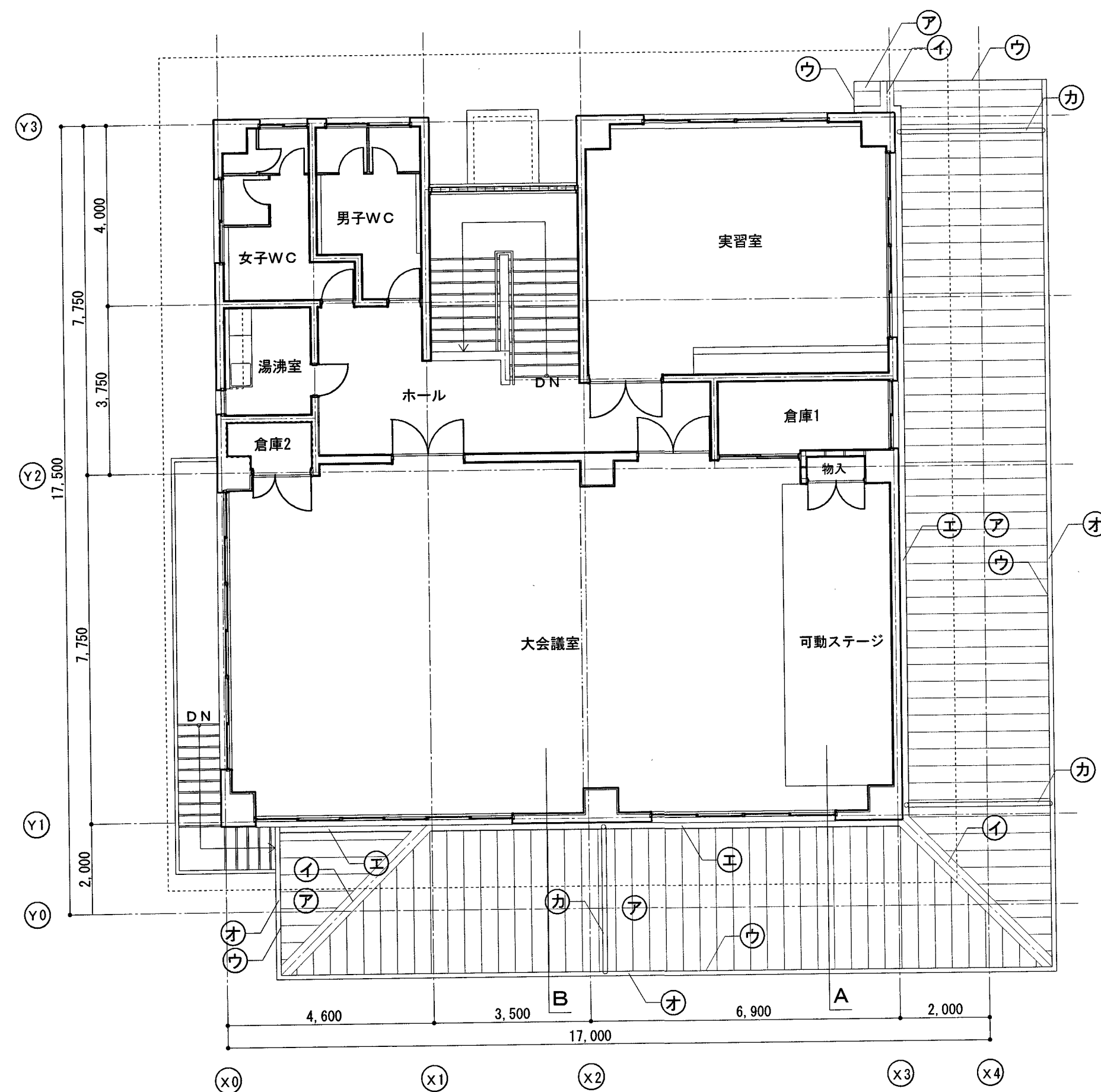
改修前 断面図

scale 1/30

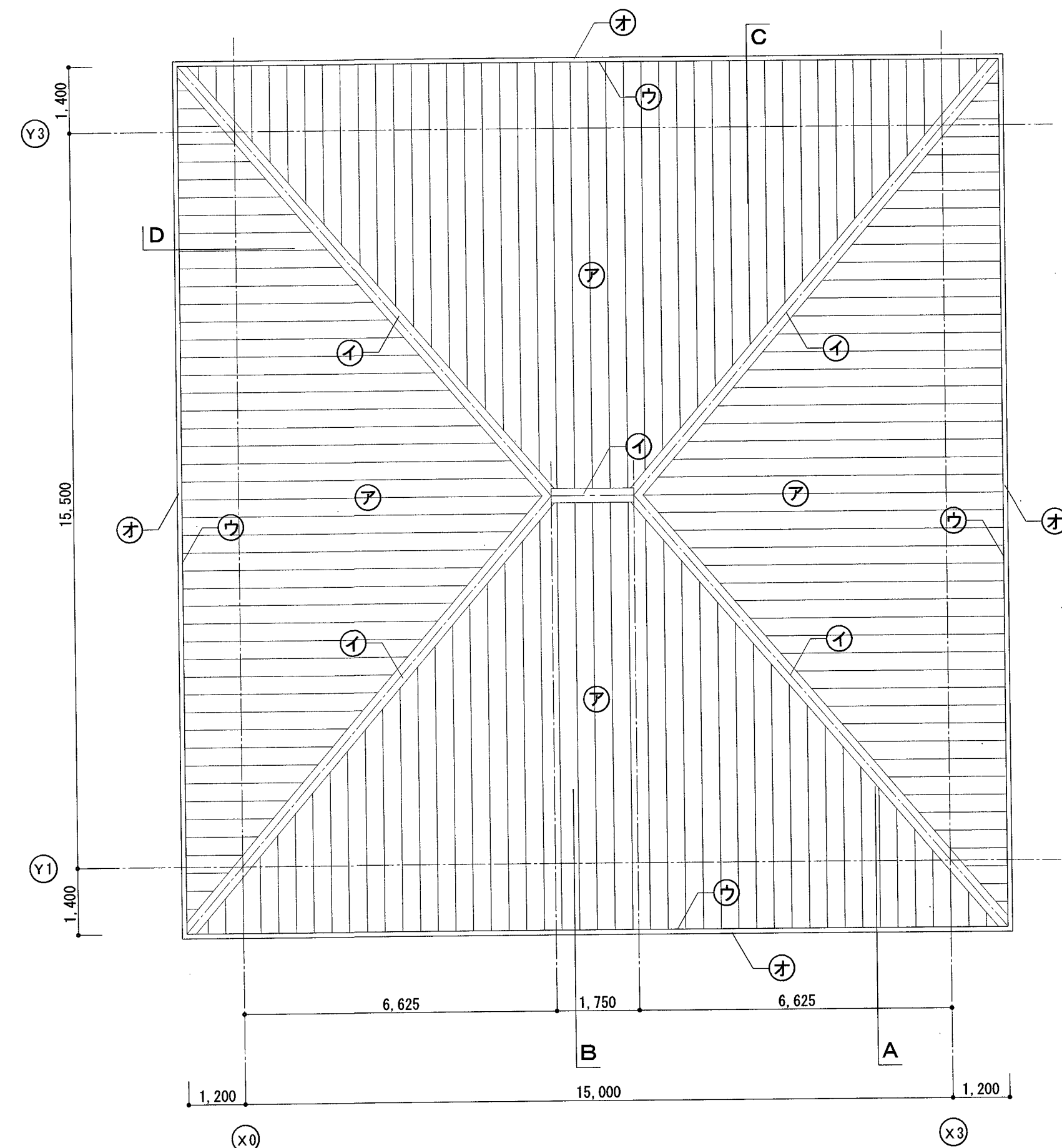
意匠

07

改修後仕上	
ア	タテハゼ葺き (カラーガルバリウム鋼板厚0.4)
イ	椽包み
ウ	軒先唐草 ケラバ唐草
エ	壁取合い水切り
オ	塩ビ軒樋 (前高165) タテ樋接続共
カ	横走り管 (エルボ含む) タテ樋接続共



改修後2階平面図 1:100



改修後屋根伏図 1:100

Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課

係	係長	課長補佐	課長
高木	澤田	田中	松本



M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

布師田ふれあいセンター屋根改修工事

date	NO	drawn by	checked by
2026.8	2690		岩原英和

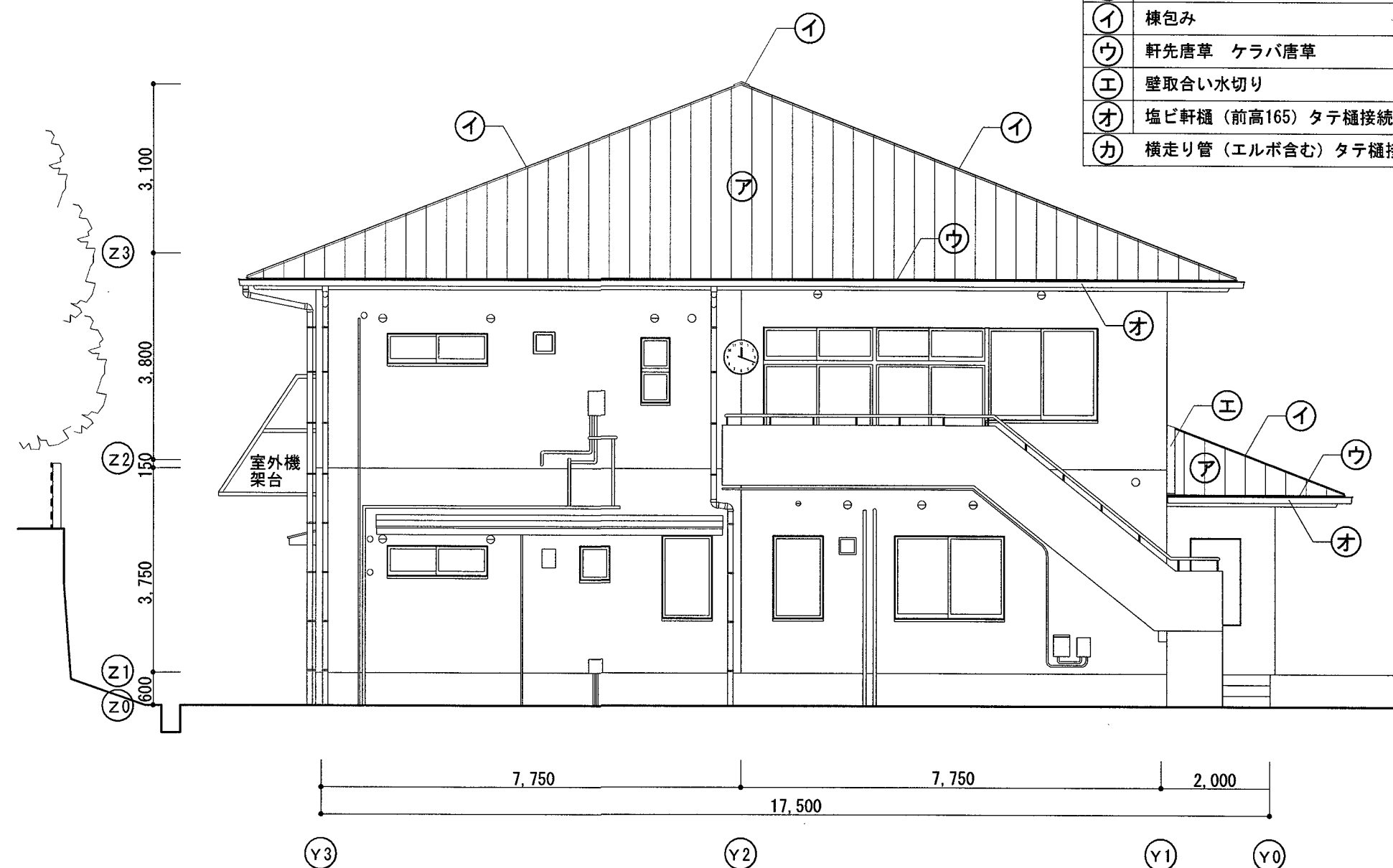
改修後
2階平面図 屋根伏図
scale 1/100

意匠
08

改修後仕上	
ア	タテハゼ葺き (カラーガルバリウム鋼板厚0.4)
イ	棟包み
ウ	軒先唐草 ケラバ唐草
エ	壁取合い水切り
オ	塩ビ軒樋 (前高165) タテ樋接続共
カ	横走り管 (エルボ含む) タテ樋接続共



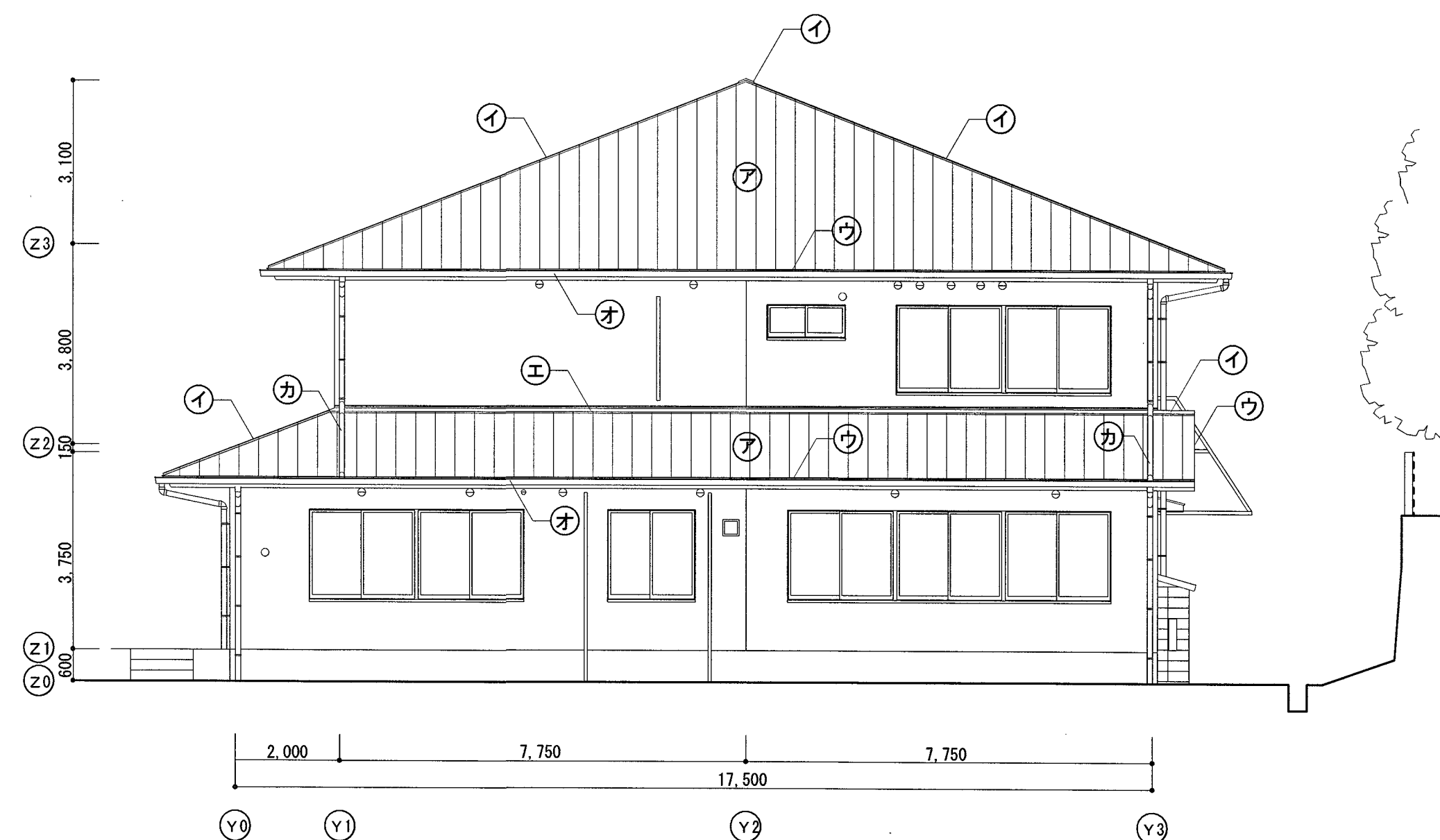
改修後南面立面図 1:100



改修後西面立面図 1:100



改修後北面立面図 1:100



改修後東面立面図 1:100

Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課

係	係長	課長補佐	課長
高木	澤田	田中	岩原



M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

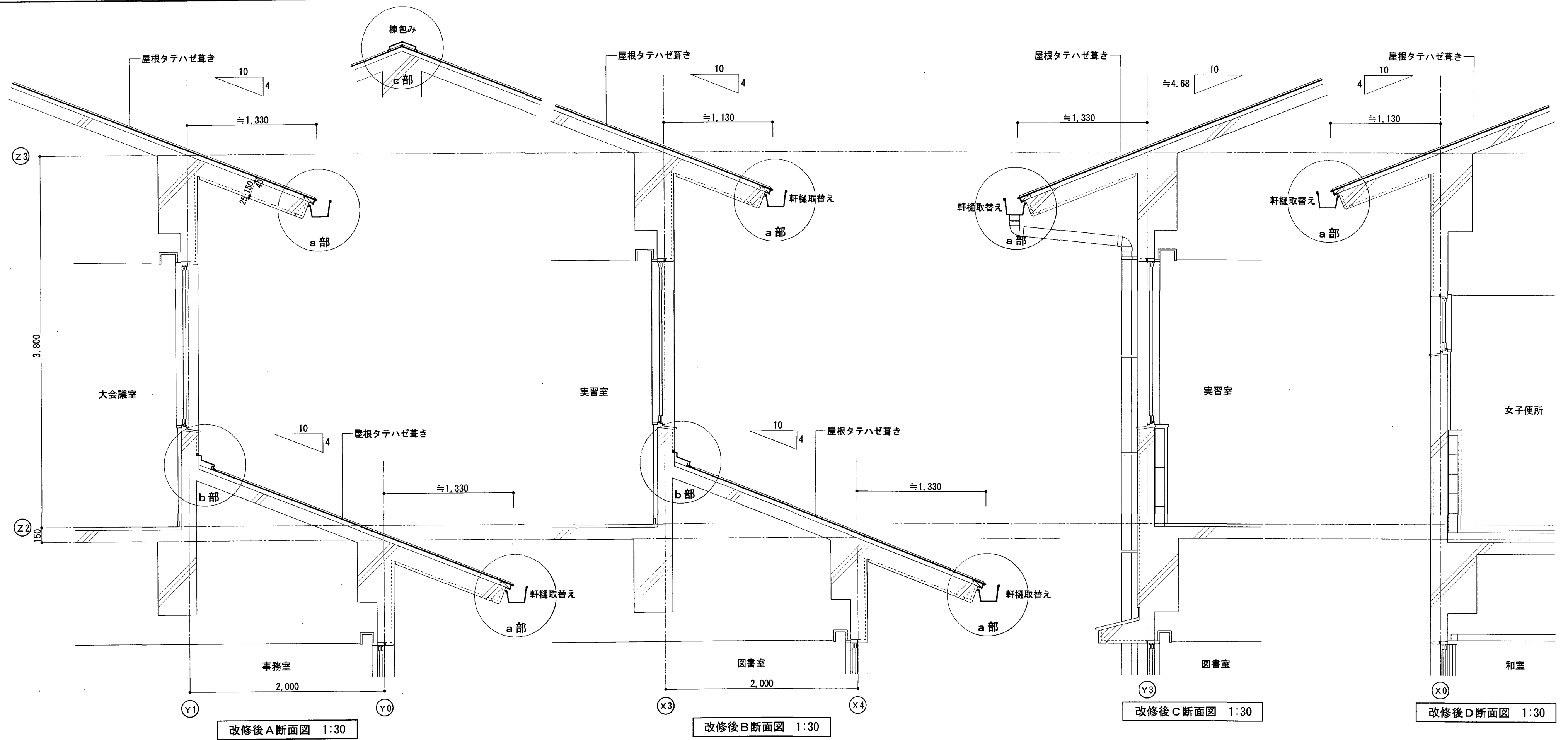
布師田ふれあいセンター屋根改修工事
date NO 2690 2026. 8 drawn by checked by 岩原英和

改修後 立面図

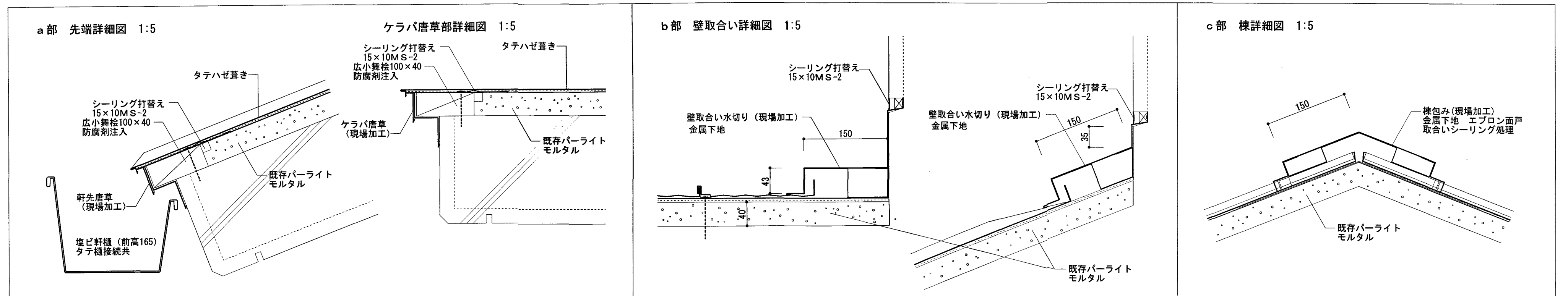
scale 1/100

意匠

09

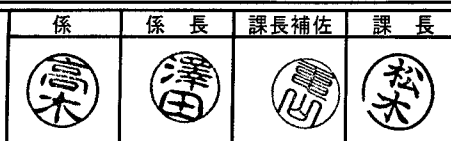


部分詳細図



Special note
introductory remarks

高知市 都市建設部 公共建築課



M A 設計事務所
MODERN ARCHITECTURAL DESIGNERS OFFICE
1級建築士 登録第298514号 岩原英和

布師田ふれあいセンター屋根改修工事

date NO 2690 2026. 8 drawn by checked by 岩原英和

改修後
断面図 部分詳細図

scale 1/30.5

意匠

10